

「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」及び「貸株取引に係る
決済リスク削減に関する工程表」の進捗状況について

平成 23 年 6 月 29 日
日本証券業協会
日本国債清算機関
信託協会
証券保管振替機構

日本証券業協会、日本国債清算機関、信託協会及び証券保管振替機構は、金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成 22 年 1 月 21 日公表)で示された国債取引・貸株取引の証券決済・清算態勢の強化に向けた各取組みについて、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(平成 22 年 6 月 29 日策定)及び「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(平成 22 年 12 月 22 日策定)を取りまとめ、市場関係者等と検討を進めておりますが、今般、下記のとおり、現在の検討状況及び今後の対応方針について取りまとめましたので、公表いたします。

記

1. 国債取引の決済リスク削減について (別添 1 参照)

国債取引の決済期間を T + 3 から T + 2 へ移行する予定日を平成 24 年 4 月 23 日(約定分)に決定するとともに、円滑な移行に向けて、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を一部改正するなど、実務慣行の整備を図った。また、平成 22 年 11 月 1 日から導入したフェイルチャージ等の新たな慣行の定着状況等についてフォローアップを行った。

日本国債清算機関では、資本・業務提携先である日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)との間で、業務運営面での具体的施策の検討に着手するとともに、新システムを本年 5 月 2 日に稼働した。また、JSCC からの出向者増員やプロパ一化推進など、人員体制の強化を図った。

日本国債清算機関の利用拡大については、日本国債清算機関と信託協会との間で、

クリアリング・ファンドの複数ネットティング口座合算計算を可能とする制度整備等、より充実した制度設計とするため継続検討としていた点について結論を得た。

2. 貸株取引に係る決済リスク削減について（別添2参照）

これまで「同時履行方式案」及び「個別取引DVP決済方式案」に関する詳細要件及びそのフィージビリティの検討が重ねられてきたが、それぞれの案が有する長所を融合した「担保指定証券方式」が新たに策定され、証券保管振替機構におけるシステム定例更改時期である平成26年1月を目途に実施されることとなった。

以 上